

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 7 号

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 8 条の 2 第 1 項」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の用途の制限の緩和）

第 4 条の 2 別表第 3 に掲げる地区整備計画区域内においては、同表に掲げる建築物は、当該地区整備計画区域に適用される用途地域内の建築物の用途の制限にかかわらず、建築することができる。

第 5 条第 2 項第 9 号中「第 2 条第 1 6 号」を「第 2 条第 1 8 号」に、「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に、「第 2 4 条」を「第 2 7 条」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

菱沼海岸地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画菱沼海岸地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 中「（第 4 条～第 1 0 条関係）」を「（第 4 条、第 5 条～第 1 0 条関係）」に改め、同表に次のように加える。

菱沼海岸地区 地区整備計画 区域		次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場	—	—	2, 0 0 メートル し、巡査、公衆電 その他これ する公益 な建築物 として使 ものを除
------------------------	--	--	---	---	---

0 平方 。ただ 派出所 話所そ らに類 上必要 の敷地 用する く。	(1) 地区施設 である地区 内通路の境 界線にあっ ては、1 0 メートル (2) 市道 0 2 0 7 号線の 境界線にあ っては、4 メートル (3) 地区施設	(1) 巡査派出所、公 衆電話所その他こ れらに類する公益 上必要な建築物 (2) 外壁又はこれに 代わる柱の中心線 の長さの合計が 3 メートル以下であ るもの	—	—	
---	--	---	---	---	--

である区画 道路又は市 道 1 7 8 8 号線の境界 線にあつて は、2メー トル			
--	--	--	--

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 4 条の 2 関係）

地区整備計画区域の名称	建築することができる建築物
菱沼海岸地区地区整備計画区域	(1) ゴルフ場の附属施設（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 の 3 各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (3) 事務所で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) ゴルフ場を利用する者の宿泊を主たる目的とするホテル又は旅館で床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫にあつては床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）に限り、建築基準法施行令第 1 3 0 条の 5 第 4 号又は第 5 号に掲げるものを除く。） (6) 保育所その他これに類するもの、診療所又は巡査派出所若しくは公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物に附属する自動車車庫で床面積の合計が 3 , 0 0 0 平方メートル以内のもの（3 階以

上の部分をその用途に供するものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。